

乳幼児一時預かり事業実施施設 各位

横浜市こども青少年局子育て支援課長

7月1日以降の乳幼児一時預かり事業の対応について

日頃から本市の子育て支援施策の推進に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応として、乳幼児一時預かり事業実施施設の皆様には、利用者及び御自身の健康管理、感染防止のための消毒業務、保育内容の工夫など、様々な対応をしていただいていることに感謝申し上げます。

本市では「緊急事態宣言の解除後の乳幼児一時預かり事業の対応について」（令和2年5月25日付 こ子第414号）において、6月30日まで利用自粛の要請を行い、引き続き保育の必要な児童に対しては保育の提供をお願いしています。

緊急事態宣言の解除以降、本市においても感染症対策の強化と経済再生の実現に向け、取組を進めており、利用者の就労等の再開に合わせて、保育の必要性が増していることから、利用者への**利用自粛の要請は6月30日で終了**とします。ただし、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、再度利用自粛を要請する場合があります。

なお、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大に取り組む必要があることから、各施設におかれましても政府から出された「新しい生活様式」の実践例を踏まえながら、感染防止対策及び保育を行っていただくようお願いいたします。なお、マスクの着用に関しては、熱中症予防にも配慮する必要があるため、「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」（令和2年5月26日付 環境省、厚生労働省）もご確認ください。

【添付資料】

- (1) 「緊急事態宣言の解除後の乳幼児一時預かり事業の対応について」（令和2年5月25日付 こ子第414号）
- (2) 「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」（令和2年5月26日付 環境省、厚生労働省）

<担当連絡先>

こども青少年局子育て支援課

子育て支援係 柘植、椎葉、藤原

電話：671-4157

Mail：kd-kosodate@city.yokohama.jp